

議案第6号

高根沢町介護保険条例の一部改正について

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年3月3日

高根沢町長 神林秀治

## 高根沢町介護保険条例の一部改正について

### 1 概要

令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、令和8年度における前年度非課税者に係る介護保険料の減免（以下「特例減免」という。）が可能とされたことから、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

- （1）特例減免の適用を可能とするため、減免事由に「特別の理由がある場合」を追加します。（第11条第1項第5号）
- （2）特例減免をするに当たり、減免の申請を要しない旨の例外規定を設けます。（第11条第2項）

### 3 施行日

令和8（2026）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。